

○由布市学校児童生徒就学援助規則

平成18年6月12日
教育委員会規則第7号

改正 平成21年4月1日教委規則第5号
平成24年12月20日教委規則第7号
平成26年1月27日教委規則第1号
平成28年10月24日教委規則第24号
平成30年10月22日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、**小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒**(同法第18条に規定する学齢児童又学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)又は入学予定者(翌年度の由布市立小中学校の入学予定者で由布市に住所を有する者をいう。以下同じ。)のうち、経済的理由によって就学困難な児童又は生徒に対し、就学のために必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、**義務教育の円滑な実施**を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、由布市内の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)に就学している児童若しくは生徒又は**由布市内に住所を有し**、かつ、由布市外の小中学校に就学している児童若しくは生徒又は入学予定者の保護者(親権者、未成年後見人その他の現に子の監護及び教育をしていると認められる者をいう。以下同じ。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項の規定に基づく要保護者である者
- (2) 生活保護法第6条第2項の規定に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- (3) **地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市民税の非課税を受けている者**
- (4) **地方税法第323条に基づく市民税の減免を受けている者**
- (5) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免を受けている者
- (6) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免を受けている者
- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免を受けている者(1/4免除は除く。)
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者
- (9) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項に規定する児童扶養手当を受給している者

(10) 生活福祉資金の貸付けを受けている者

(11) 第2号から前号までに定める者のほか、教育長が第1号に規定する者に準ずる程度に経済的に困窮していると認める者

(12) 前各号に定める者のほか、教育長が特に必要があると認める者
(援助費)

第3条 就学援助の項目は、別表のとおりとする。

2 別表に定める項目に係る就学援助の額は、予算に定める額とする。

3 前条第1号に該当する者（以下「就学援助要保護者」という。）及び同条第2号から第12号までに該当する者（以下「就学援助準要保護者」という。）が受けることができる就学援助の項目は、次に掲げる項目とする。

(1) 就学援助要保護者が受けることのできる就学援助の別表の項目は、4、6及び8とする。

(2) 就学援助準要保護者のうち、由布市に住所を有し、由布市立の小中学校に就学している児童生徒の保護者が受けることのできる就学援助の別表の項目は、各項目とする。

(3) 就学援助準要保護者のうち、由布市に住所を有し、市内の由布市立以外の小中学校に就学している児童生徒の保護者が受けることのできる就学援助の別表の項目は、1、2、3、4及び7とする。

(4) 就学援助準要保護者のうち、由布市に住所を有し、市外の小中学校に就学している児童生徒の保護者が受けることのできる就学援助の別表の項目は、1、2、4及び7とする。

(5) 就学援助準要保護者のうち、由布市外に住所を有し、由布市立の小中学校に就学している児童生徒の保護者が受けることのできる就学援助の別表の項目は、5及び6とする。

4 前項に定めるもののほか、由布市及び由布市以外の地方公共団体から別表に掲げる就学援助と同種の援助（以下この項において「同種の援助」という。）を受けている児童生徒の保護者に対しては、当該同種の援助に相当する就学援助は行わない。ただし、同種の援助の支給額が、それに相当する援助額に満たないときは、その差額を支給する。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者は、校長を経て教育長に対し、対象者であることを証明する書類を添えて就学援助の申請を行わなければならない。ただし、入学に伴って必要となる学用品費（以下「入学準備金」という。）については、由布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する日までに就学援助費（入学準備金）支給申請に必要書類を添えて、提出しなければならない。

(審査及び通知)

第5条 教育長は、前条の申請を受理したときは、教育委員会で審査を行い、就学

- 援助の認定の可否を決するものとする。ただし、入学準備金の申請については、2月末までに（転入学による者については、その都度）決定するものとする。
- 2 教育長は、前項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。
 - 3 教育長は、第1項の審査に必要があると認めるときは、申請者の承諾を得て、当該申請者の就学援助の対象者としての資格に関する事項を官公署に照会することができる。
 - 4 教育長は、第1項の審査により当該申請者に係る就学援助の認定の可否を決したときは、速やかに当該申請者の児童生徒の在学する学校の校長に対し、当該児童生徒の認定の可否を通知するものとする。
 - 5 学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに保護者に対し、認定の可否を通知するものとする。ただし、入学準備金の認定の可否については、教育委員会から保護者へ通知するものとする。

（援助費の支給）

- 第6条 教育長は、前条の規定により就学援助の認定を受けた者に対し、第3条に規定する援助費を支給するものとする。ただし、別表の項目6については、別に定める医療券を使用し、児童生徒のかかった医療機関に支払うものとする。
- 2 援助費は、児童生徒の在学する学校の校長を経て支給することができる。ただし、必要により児童生徒若しくは入学予定者の保護者又は援助事項等によって発生する債主等に直接支給することができる。
 - 3 援助費を支給する期間は、教育委員会がその支給を認定した年度中とする。ただし、入学準備金については、教育委員会が入学予定者の入学準備金の支給を決定した日から入学式の前日までとする。

（目的外使用の禁止）

- 第7条 援助費を支給された保護者（以下「被援助者」という。）は、援助金をその目的以外に使用してはならない。

（被援助者の取消し等）

- 第8条 被援助者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその理由を附して、教育長に就学援助の取り消しの申出をしなければならない。

- (1) 市から住所を移したとき。
 - (2) その他援助の必要が無くなったとき。
- 2 教育長は、被援助者が虚偽の申請その他不正の手段により就学援助を受けたとき、又はこの規則の規定その他この規則に基づく指示に違反したときは就学援助の決定を取り消し、既に交付した援助金があるときはその全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

- 第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年1月27日教委規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月24日教委規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月22日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

項目	定義
1 学用品費	児童生徒が通常必要とする学用品の購入費
2 新入学児童生徒学用品費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品の購入費
3 通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法によって通学する場合の交通費（交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道及び一般乗合自動車等）の旅客運賃をいう。）に対する個人負担の金額。ただし、由布市立学校通学区域設定規則（平成17年教育委員会規則第9号）第5条の規定により通学校の変更をしている者は除く。
4 修学旅行費	児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じて1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学

	料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
5 給食費	学校給食に要する経費
6 医療費	児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかった場合に当該疾病の治療のための医療に要する経費
7 校外活動費	児童生徒が校外活動に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
8 共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に対する個人負担の金額